

大阪狭山市立地適正化計画検討資料

(第3章～第5章、第7章、第6章 具体的施策)

資料4において、大阪狭山市立地適正化計画の「第1章、第2章、第6章 大方針のみ」のたたき案を提示しましたが、本委員会で提示していない「第3章～第5章、第7章及び第6章の具体的案施策の位置づけ」については第2回策定委員会にてたたき案を提示します。

なお、各章の記載内容の概要については、本資料の記載のとおりです。

【目次案】目次

第3章 居住誘導区域

- 3-1 居住誘導区域の設定方針・考え方
- 3-2 居住誘導区域の具体的な設定
- 3-3 居住誘導に向けた施策

第4章 都市機能誘導区域

- 4-1 都市機能誘導区域の設定方針・考え方
- 4-2 誘導施設等の立地状況
- 4-3 都市機能誘導区域の具体的な設定
- 4-4 誘導施設
- 4-5 都市機能誘導に向けた施策

第5章 防災指針

- 5-1 防災指針の設定方針（災害リスクの分析）
- 5-2 防災指針の基本的な考え方
- 5-3 防災指針の具体的な設定

第6章 公共交通ネットワーク

- 6-1 公共交通ネットワーク検討の必要性
- 6-2 公共交通ネットワークの方針
- 6-3 公共交通の維持・充実にに向けた施策

第7章 実現に向けて

- 7-1 届出制度
- 7-2 目標値の設定
- 7-3 進行管理・見直しの考え方

第3章 居住誘導区域

【概要】

立地適正化計画において定める「都市の居住者の居住を誘導すべき区域」について、大阪狭山市の設定方針、考え方を提示し、具体的な範囲について示します。

3-1 居住誘導区域の設定方針・考え方

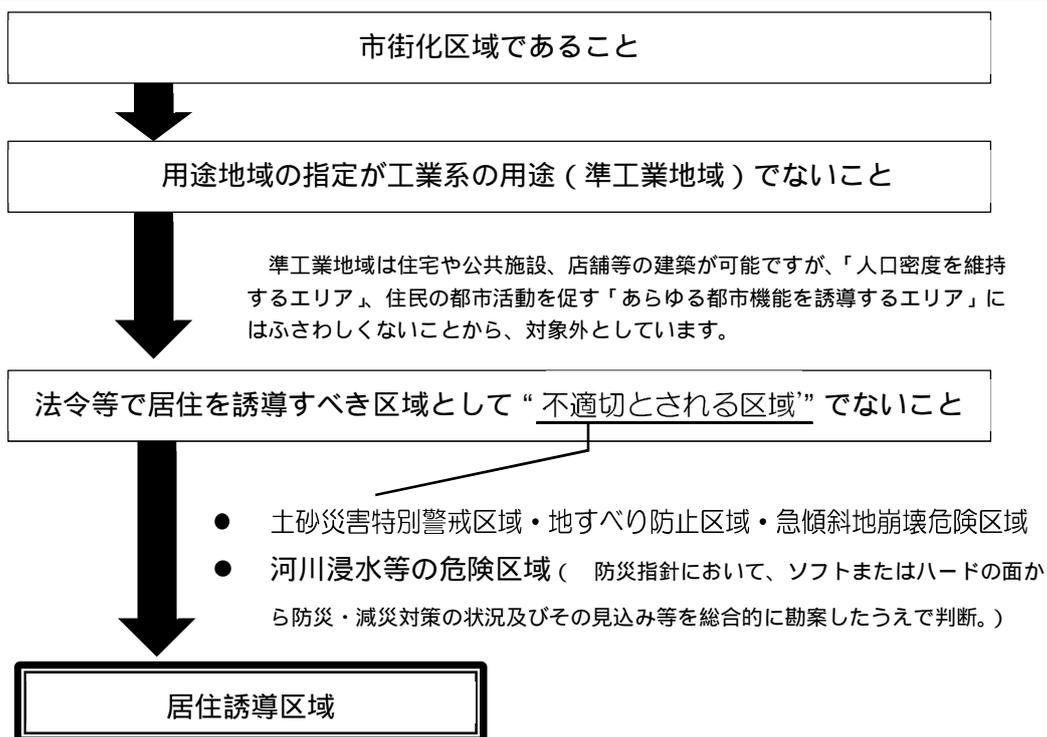
(1) 居住誘導区域とは

【基本的な考え方】

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域である。

(2) 本市の居住誘導区域の設定方針

- 基本的には市街化区域全域をベースに居住を誘導するものとする。
- ただし、工業系（準工業地域）の用途を誘導する地域は除く。
- また、居住の安全性の観点から、将来的な災害リスクに対する方針をソフト・ハードの両面から整理した上で、災害リスクの高い地域は除く。



3-2 居住誘導区域の具体的な設定

上記の設定方針を受けて、具体的な範囲を図示

3-3 居住誘導に向けた施策

現在検討中

第4章 都市機能誘導区域

【概要】

立地適正化計画において定める「都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域」について、大阪狭山市の設定方針、考え方を提示し、具体的な範囲について示します。

都市機能増進施設とは「居住者の公共の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの」であり、“誘導施設”として位置付けます。

4-1 都市機能誘導区域の設定方針・考え方

(1) 都市機能誘導区域とは

【基本的な考え方】

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

(2) 本市の都市機能誘導区域の設定方針・考え方

- 総合計画や都市計画マスタープランでの位置づけをもとに設定する。
- 現状の都市機能の集積状況に加え、将来的な公共施設等の再配置等を勘案して都市拠点を配置する。
第2章で示した「まちづくりの方向性(ターゲット)」に則り、拠点配置を検討します。

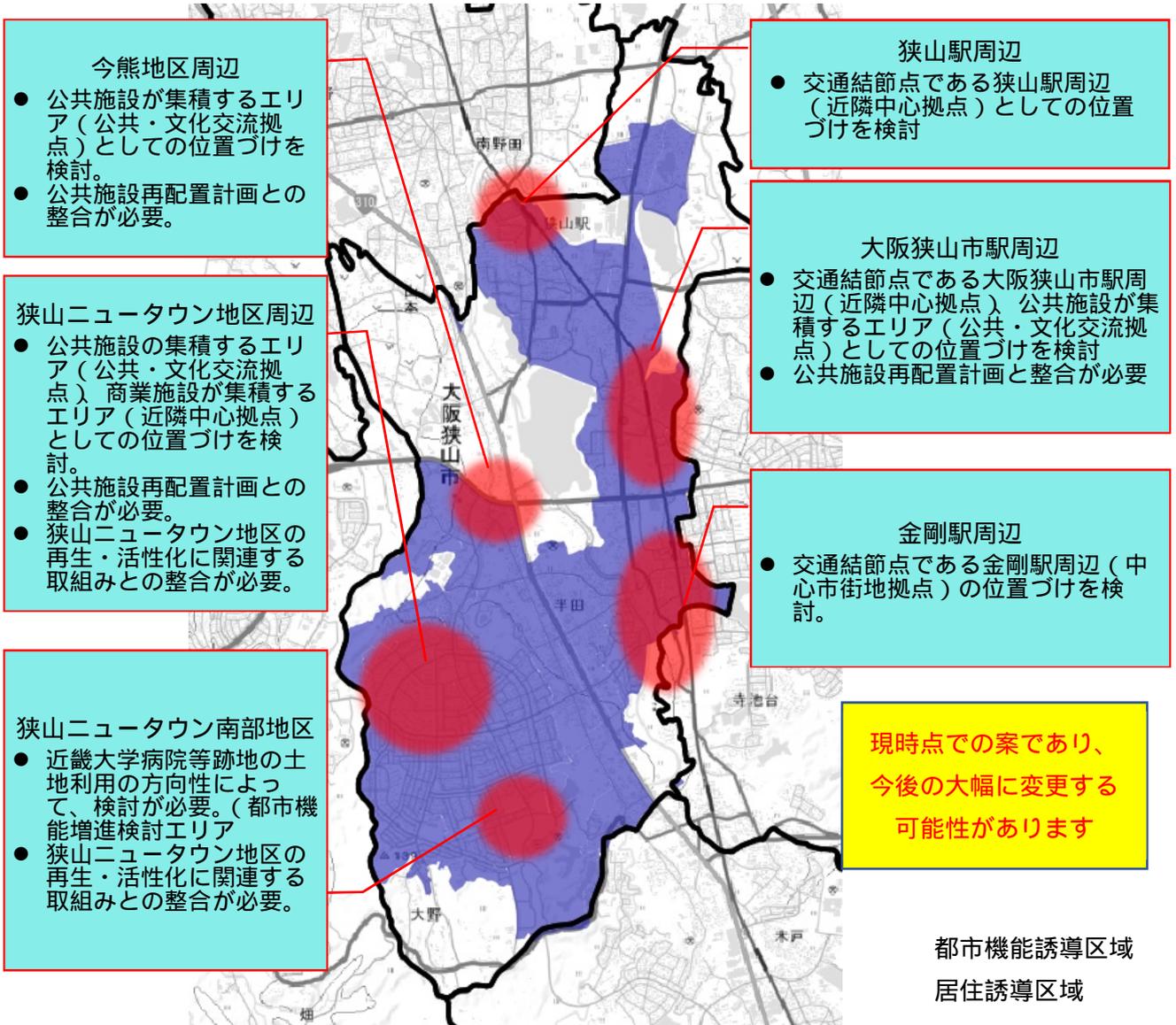
4-2 誘導施設等の立地状況

本市の誘導施設の配置状況を整理

市内の各拠点におけるこれらの施設の立地状況を整理する。

4-3 都市機能誘導区域の具体的な設定

本市の都市機能誘導区域の設定方針（前頁記載）と第2章の「まちづくりの方向性（ターゲット）」、加えて現状の誘導施設等の立地状況（前頁記載）の内容を踏まえて、以下の区域を都市機能誘導区域として設定します。（現時点での案であり、今後の大幅に変更する可能性があります）



4-4 誘導施設

各都市機能誘導区域に対して、誘導すべき都市機能増進施設（誘導施設）を検討する。

例）都市機能誘導区域別・誘導施設（案）

中心拠点	誘導する機能								
	地区	行政	福祉	商業	医療	金融	教育	文化	交通
1. 金剛駅周辺地区									

4-5 都市機能誘導に向けた施策

現在検討中

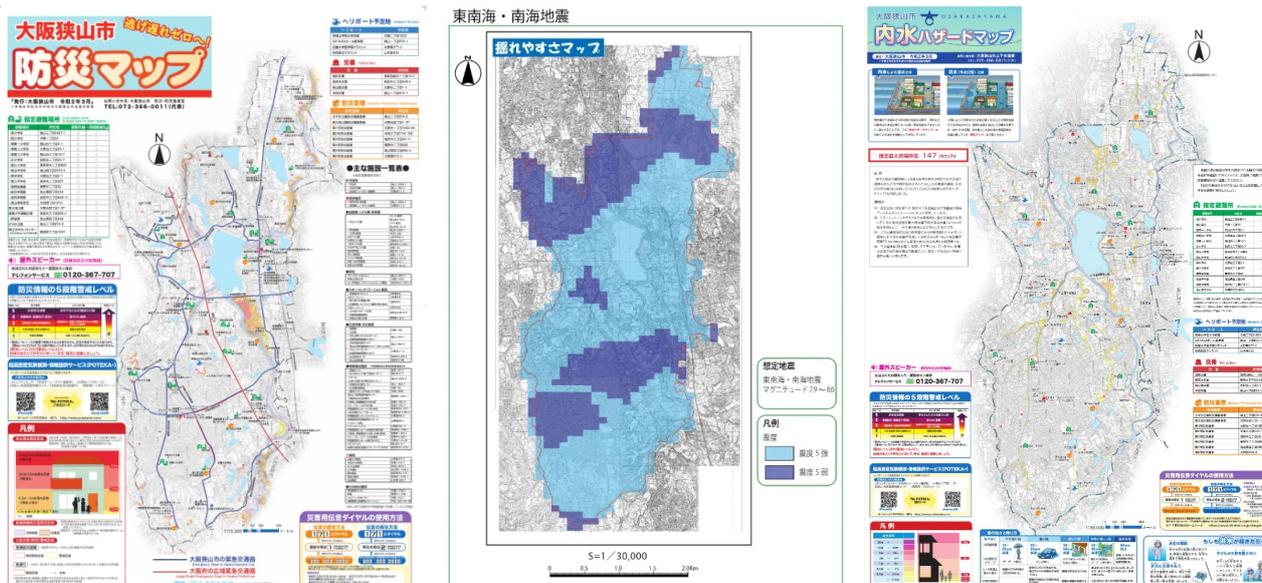
第5章 防災指針

【概要】

立地適正化計画において定める「防災指針（居住誘導区域における住宅の、都市機能誘導区域における誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針）」について、記載します。

5-1 防災指針の設定方針（災害リスク分析）

本市における災害リスクについて、分析を実施します。（作成中）



5-2 防災指針の基本的な考え方

分析した災害リスクから生じる課題の整理を行い、取組の方針を記載します。（作成・検討中）

5-3 防災指針の具体的な設定

取組の方針に則り、取組の具体的な内容・スケジュール等を記載します。（作成・検討中）

第7章 実現に向けて

7-1 届出制度

「居住誘導区域外・都市機能誘導区域外での建築行為における届出制度」及び「都市機能誘導区域内での施設の休止及び廃止に係る届出制度」について記載します。（作成・検討中）

7-2 目標値の設定

計画の目標値として、目標年次における人口等の指標から記載します。（作成・検討中）

7-3 進行管理・見直しの考え方

計画の進行管理や見直し等に向けた評価等について記載します。（作成・検討中）

以上